

2011年2月

メンバー各位

**米国の本船対応計画 — 救助活動と海上消火活動の要件
(US Vessel Response Plans — Salvage and Marine Firefighting Requirements)**

最終規則 — 2008年12月31日

実施期限 — 2011年2月22日 — 更新情報

救助契約書

このサーキュラーは、米国諸港に入る、油を運送中のタンク船の船主に適用される。

題記に関し、国際グループが見直しを行った救助契約書・資金提供協定のリストをお出した2010年8月付けのサーキュラー、および更新情報をお届けした2010年10月付けのサーキュラーをご覧ください。

その後、T&T Bisso社が同社の契約書に補遺(Addendum)を追加している。

「T&T Bisso SMFF Agreement Addendum 2011年2月」と称されるこの補遺は、(救助・消火)活動開始後の「ロイズ標準海難救助契約書式」(LOF)への切り換えを可能ならしめる選択権を船主に与えている。同補遺は、救助契約書に関する国際グループのガイドラインに適合するとされているが、メンバー各位にはその第5条にご注意いただきたい。同条では、貨物をLOFに従わしめる船主の権限が扱われており、また船主は、LOFに拘束されないとの被救助物(の所有者)による主張が容認され、当該権限についての保証違反とされれば、その結果生じるあらゆる損失、損害賠償または諸費用をT&T Bisso社に対し補償することが求められている。「海難救助条約」第6条は、船上にある物の所有者に代わり、船長・船主に救助契約を締結する権限を与えているが、その権限が既存の救助契約の変更にまで拡大して及ぶ見込みはなく、船主が標準的な「T&T OPA90協定」からLOFへの切り換えを行う場合がそれに該当するようだ。したがって、この切り換えには間違いなく貨物関係者の特別な同意が必要となろう。それ故メンバー各位に対しては、この選択権を行使する場合には、貨物関係者の同意を事前に取得する必要の有無を検討され、契約の切り換えに対する貨物関係者の許可を得なかったが故に同関係者から回収できぬものについては、自らのP&I(または船舶)保険への有効な保険求償にはなり得ぬことをご忠告申し上げる。

加えてDonjon Smit社は自らの契約書式の呼称の一部に小さな変更を加えた。昨年10月付けのサーキュラーでは、「Donjon Smit – 2010年7月付け、1ページのVersion 1.1および2ページ以降のVersion 1.0」とされていた。現在、これはAnnexを含むすべてのページのフッター(見出し)に「Version 1.1」と表示されている。

国際グループが見直しを行い、「本船対応計画書」に挿入すべき救助契約のガイドラインに適合するとして現行の救助契約書・資金提供協定は次の通り。

Donjon Smit — 2010年7月 Version 1.1

MRA — Marine Response Alliance, LLC — 2010年8月2日

Resolve — 2010年6月14日

T&T Bisso — OPA 90 Ship Agreement Non-US — 2010年4月22日

T&T Bisso — OPA 90 Ship Agreement US Owners — 2010年6月15日

T&T Bisso — SMFF Agreement Addendum — 2011年2月

さらにご注意いただきたいのは、2011年1月1日以降、SCOPICの報酬料率が引き上げられたことだ。現行の(新)料率は次のサイト中「Appendix A」でご覧いただける。

<http://www.lloyds.com/The-Market/Tools-and-Resources/Lloyds-Agency-Department/Salvage-Arbitration-Branch/SCOPIC>

以前のサーキュラーでお出した価格料率表はその後更新されておらず、現段階では無視していただきたい。

国際グループ加盟の諸クラブから同様のサーキュラーが発行される。

以上

(翻訳) ブリタニヤP&Iクラブ日本支店

本サーキュラーは英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。

本サーキュラーは専用バインダー Section 4. Pollutionにお綴じ下さい。